

議案第二十一号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和八年三月二十六日
教育委員会議案資料 No. 9

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改

正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年港区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「条例第六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第三項中「又は」を「、」に改め、「変更をいう。以下同じ。」の下に「又は時間単位の勤務時間の割振り変更（条例第六条第二項の規定による時間単位の勤務時間の割振り変更をいう。以下同じ。）」を加え、「振替、半日勤務時間の割振り変更」の下に「又は時間単位の勤務時間の割振り変更」を加え、同条第五項中「又は」を「、」に改め、「割振り変更」の下に「又は時間単位の勤務時間の割振り変更」を加え、同条第六項中「四時間の半日勤務時間の割振り変更」の下に「又は時間単位の勤務時間の割振り変更」を加え、第六項の次に次の一項を加える。

7 教育委員会は、時間単位の勤務時間の割振り変更を行う場合には、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合を除き、正規の勤務時間を割り振ることをやめる時間数の合計は、四週間につき九時間以内、新たに正規の勤務時間を割り振る日数の合計は、四週間につき三日以内となるようにしなければならない。

第二号様式を次の様式に改める。

週休日の振替命令簿

命令年月日	命令者	従事職員		勤務の内容	週休日		区立	幼稚園
		職	氏名		振替前	振替後	100分の25の支給	
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無

(注) 半日勤務時間及び時間単位の勤務時間の割振り変更を行う場合については、半日勤務時間及び時間単位の勤務時間を割り振ることをやめることになる日の勤務時間の始まる時刻、終わる時刻及び勤務時間数をそれぞれ記入する。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(週休日の振替等)

第五条 条例第六条第一項及び第二項の教育委員会規則で定める期間は、当該週休日の属する週とする。ただし、やむを得ないと認められるときは、当該週休日を起算日とする四週間前の日から当該週休日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 (略)

3 教育委員会は、週休日の振替（条例第六条第一項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）、半日勤務時間の割振り変更（同項の規定による半日勤務時間の割振り変更をいう。以下同じ。）又は時間単位の勤務時間の割振り変更（条例第六条第二項の規定による時間単位の勤務時間の割振り変更をいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更又は時間単位の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日~~が~~が毎四週間につき四日以上となるようにしなければならない。

(前略)

(週休日の振替等)

第五条 条例第六条第一項の教育委員会規則で定める期間は、当該週休日の属する週とする。ただし、やむを得ないと認められるときは、当該週休日を起算日とする四週間前の日から当該週休日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 (略)

3 教育委員会は、週休日の振替（条例第六条第一項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定による半日勤務時間の割振り変更をいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日~~が~~が毎四週間につき四日以上となるようにしなければならない。

4 (略)

5 教育委員会は、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更又は時間単位の勤務時間の割振り変更をするときは、第二号様式により行うものとする。

6 教育委員会は、勤務日(条例第六条第一項に規定する勤務日)をいう。以下同じ。)のうち既に四時間の半日勤務時間の割振り変更又は時間単位の勤務時間の割振り変更を行い、勤務時間が三時間四十五分となった日に限り、三時間四十五分の半日勤務時間の割振り変更を行うことができる。

7 教育委員会は、時間単位の勤務時間の割振り変更を行う場合には、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合を除き、正規の勤務時間を割り振ることをやめる時間の合計は、四週間につき九時間以内、新たに正規の勤務時間を割り振る日数の合計は、四週間につき三日以内となるようにしなければならない。

(中略)

第1号様式 (略)

第2号様式 (別紙のとおり)

第3号様式～第14号様式 (略)

4 (略)

5 教育委員会は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をするときは、第二号様式により行うものとする。

6 教育委員会は、勤務日(条例第六条第一項に規定する勤務日)をいう。以下同じ。)のうち既に四時間の半日勤務時間の割振り変更を行い、勤務時間が三時間四十五分となった日に限り、三時間四十五分の半日勤務時間の割振り変更を行うことができる。

(中略)

第1号様式 (略)

第2号様式 (別紙のとおり)

第3号様式～第14号様式 (略)

付則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

週休日の振替命令簿

命令年月日	命令者	従事職員		勤務の内容	週休日		区立	幼稚園
		職	氏名		振替前	振替後	100分の25の支給	
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無
・ ・					時 分から 時 分まで (時間)	時 分から 時 分まで (時間 分)		有・無

(注) 半日勤務時間及び時間単位の勤務時間の割振り変更を行う場合については、半日勤務時間及び時間単位の勤務時間を割り振ることをやめることになる日の勤務時間の始まる時刻、終わる時刻及び勤務時間数をそれぞれ記入する。

